

令和2年4月28日

居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者
福祉用具貸与事業者 } 各位

那覇市ちゃーがんじゅう課長

新型コロナウイルス感染症に係る福祉用具貸与例外給付の
手続きの臨時的な取扱いについて

平素は那覇市の介護保険・高齢者福祉の事業運営推進等につきましては、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、被保険者の申請に基づき、要介護・要支援認定有効期間を延長する取扱いをしております。それに伴い、要支援1、要支援2及び要介護1の者に係る原則保険給付対象外となる福祉用具の貸与については、当分の間、下記のとおり取り扱います。

貴事業者内の職員に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 当該被保険者が、[要介護・要支援認定申請に係る有効期間延長の申請](#)を行った場合で、かつ、同一のTAISコードの福祉用具を継続して貸与させる場合は、当該福祉用具における保険給付の対象期間についても、要介護・要支援認定の延長期間の終了日まで延長する。
2. 要介護・要支援認定の更新手続きを行った場合、他の福祉用具を貸与しようとする場合、その他上記1.の要件を満たさない場合は、[従来どおりの取扱い](#)とし、当該福祉用具の貸与前に理由書を提出すること。また、郵送での提出についても併せて検討すること。

以上

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課
給付G 福祉用具例外給付担当
電話：862-9010（内線2418）